

令和7年度高岡市事業承継・経営支援システム構築等業務委託仕様書

1 業務名称

令和7年度高岡市事業承継・経営支援システム構築等業務委託(以下、「本業務」という。)

2 業務目的

本業務は、事業承継・経営支援システムを構築・運用し、併せて事業承継に関する企画事業等を実施することにより、本市における事業承継を推進することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

高岡市内

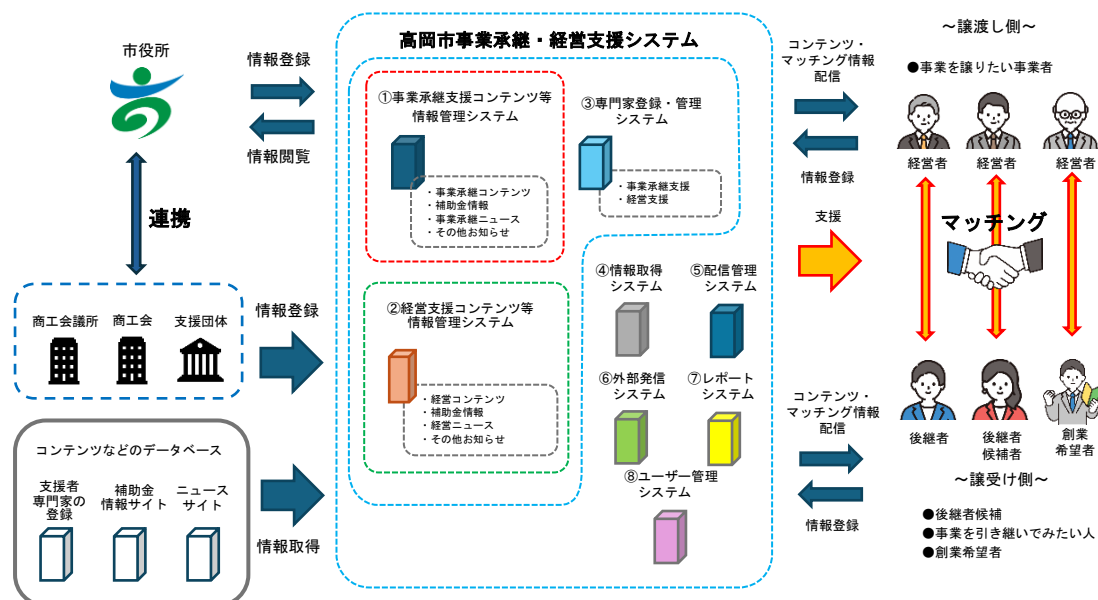
5 業務内容

受託者は、業務目的を踏まえ、本市と緊密に連携を図り、以下について、適正な業務の履行を行うこととする。

(1) 事業承継・経営支援システムの提供業務

① 提供するシステムの構成(概略)

事業承継・経営支援システムの構成は、以下の概略図に示すとおりとする。



② 提供するシステムの構成（詳細）

事業承継・経営支援システムを構成する各システムは、以下のとおりとする。なお、以下のシステムが相互に連携する仕組みなど、経営支援者及び利用者が使いやすいものとする。

No.	各システム名称	各システム概要
1	事業承継支援コンテンツ等情報管理システム	事業承継に関する知識を学ぶことができるコンテンツ等を管理し、「譲渡し側（経営者）」および「譲受け側（後継者等）」それぞれに向けた情報提供等を通じて支援を行うとともに、事業承継の意識啓発・促進に繋げるシステム
2	経営支援コンテンツ等情報管理システム	動画等、経営支援に資する情報やニュース情報等を保持・管理するシステム
3	専門家登録・管理システム	事業承継・経営支援に関する専門家を登録・管理し、LINEにより個別相談等が可能となるシステム
4	情報取得システム	各種支援制度等について、インターネット等の外部が発信する情報を取得及び利用者へ発信することができるシステム
5	配信管理システム	No. 1やNo. 2から取得した情報のうち、各利用者に最適化された情報を選択するシステム
6	外部発信システム	No. 5が各利用者向けに選択した情報を、LINEを利用して自動発信するシステム
7	レポートシステム	利用者の興味のある情報や利用状況を分析し、利用者毎に各種支援情報等を一括で出力するシステム
8	ユーザー管理システム	本システム全体における、ログインやアクセス権限の設定等、システム利用に際し必要となる各種認証を行うシステム

③ データベースの構築

- ・利用者の登録情報をデータベース化し、本市がいつでも確認可能な状態とすること。また、そのことを利用者の利用者登録時にお知らせする仕様とすること。
- ・利用者登録時の登録情報等のカスタマイズが可能な仕様とすること。また、その際、それまでに登録済みの利用者に対しても、新たな情報登録について、お知らせする仕様とすること。
- ・構築されたデータベースを基に、事業承継のマッチングの可能性がある利用者の組合せを提案する機能を構築すること。

④ セキュリティ管理

ユーザーのログイン管理や適切なアクセス権限の設定の他、外部からの様々な悪意ある攻撃等に耐えうるセキュリティを備える構成とすること。

⑤ サーバ・ネットワーク

- ・インターネットを利用したクラウドサービスで提案すること。
- ・クラウドサービスのシステムは国内のデータセンターを利用すること。

- ・インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。
- ・ユーザー端末から業務システムサーバーへの接続には、SSL通信等一定のセキュリティを担保すること。

⑥ ユーザビリティ・アクセシビリティ

- ・システムが利用するウェブコンテンツにあたっては、ユーザーがストレスなく利用できるよう、ユーザビリティに十分配慮すること。
- ・アクセシビリティについては、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」に基づく表示、運用を行うなど十分配慮すること。

⑦ 試運用

- ・受注者において試運用後、発注者が指定する職員とともにユーザー受入テストを実施すること。
- ・発注者が、試運用結果から構築したシステムが本業務に適合しないと判断した場合は、速やかにシステムの見直しを行うこと。
- ・利用開始後、不具合が発生した際には速やかに対応し、稼働中のシステム停止時間が最小限となるようにすること。

⑧ 運用サポート及び保守

- ・本業務の運用に支障がないよう、操作マニュアルを作成すること。
- ・システム障害対応等が適切に実施される保守サービスを提供すること。
- ・本システムの利用に関する操作説明会等を実施すること。
- ・ユーザー向けに高岡市内の施設又はオンライン等において、本システムに関する説明会又はセミナーを実施すること。

(2) オンライン等におけるビジネス学習カリキュラムの提供業務

- ・事業承継に関する学習プログラムの構築および提供を行うこととし、「譲渡し側（経営者）」および「譲受け側（後継者等）」の事業承継の段階（状況や意識等）に応じた専用プログラムを提供すること。
- ・経営に関する各分野の専門人材を講師とし、事業者の成長に繋がる動画等の学習コンテンツを提供すること。
- ・専門家に対し、学習内容や事業計画についての相談ができる環境を提供すること。

(3) 事業承継に関する企画事業の実施業務

- ・本システムを活用する事業とし、本システムの利用促進に繋がる事業であること。
- ・事業内容の詳細については、本市と協議のうえ決定すること。
- ・実施した事業は記録したうえでアーカイブ化し、開催後においても利用者が閲覧可能な状態とすること。

(4) 全体報告書の作成業務

- (1) から (3) で実施した業務内容を業務実施報告書としてとりまとめ、業務完了後、速やかに本市に提供すること。

6 再委託について

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面で本市の承諾

を得なければならない。

7 成果物の提出

(1) 業務実施報告書

形式：電磁的記録媒体（ウイルスチェック済みであること）

(2) 打合せ記録 一式

形式：電磁的記録媒体（ウイルスチェック済みであること）

8 留意事項及び遵守事項

- (1) 本業務における打合せ協議は、事業着手時及び中間時、成果物納入時の計3回を基本とするが、本業務の円滑な実施を図るため、連絡については随時に行うものとし、打合せ協議や連絡に要する資料作成等の経費（交通費を含む）は委託費に含むものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、地方自治法その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等及び別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託契約期間終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の円滑かつ適切な実施のために適正な人員と体制を整え、本業務の各過程において、委託者と十分な協議を行うものとする。
- (6) 委託者及び受託者は、業務委託に関する協議を必要に応じて行うものとする。
- (7) 本業務で得られた成果物の著作権は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承認を得ずに複製、使用、利用又は貸与してはならない。
- (8) 委託者は、本業務の実績を市民等に周知すること等を目的として、本業務で得られた成果品を公表することができる。
- (9) 委託者が経過報告を求めた場合は、受託者は、遅滞なくこれに応じるものとする。
- (10) 業務委託契約の締結及び履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とする。
- (11) 本業務の実施に際し、許認可等が必要な場合の申請等の手続は、原則として委託者が行う。
- (12) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、必要に応じて双方協議によりこれを定めるものとする。